平成29年度　事務事業評価シート（詳細）

※平成28年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名		長寿祝い金支給							
担当部署		福祉部		高齢者いきがい課				事業コード	
所属長		渕名　淳一						事業区分	ソフト事業
予算事業名		長寿祝い金等						新規・継続	継続
予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	05	事業開始年度	平成21年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等（Plan）

第四次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）

基本目標(章)	第2章	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	5	高齢者福祉の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	3	介護予防・生活支援の推進	その他実施根拠（条例、要綱等）	川越市長寿祝い金支給条例
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要（Plan）

実施主体	市実施（直営）
対象（誰・何を対象に）	支給を受ける年度の9月1日（基準日）において、77歳、88歳、99歳以上で、引続き1年以上本市に住所を有している者。
目的（対象をどのようにしたいか）	長寿祝い金を支給することにより、その長寿を祝福し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	原則9月中に、各対象者に対して、長寿祝い金を口座振込支給により実施する。併せて、長寿祝い状も贈呈している。 支給金額は、77歳が1万円、88歳が2万円、99歳が3万円、100歳以上が5万円である。

3. 前年度に立てた計画（Plan）

条例に基づき、対象者に対して、9月に長寿祝い金を支給できるよう事務を行う。
対象要件や事業内容等の事業の在り方について、他市の状況等を踏まえつつ検討していく。

4. 取組実績（Do）

①9月中に9割以上の対象者に対して、長寿祝い金を支給することを可能とした。
（年齢別対象者内訳　77歳:3,293人、88歳:933人、99歳:50人、100歳以上:115人）
②平成28年12月に中核市等に照会を行い、他市の長寿祝い金支給事業等の実施状況を把握し、事業の在り方について検討した。

5. 実施にかかるコスト（Do）

（単位:千円）

(1) 支出の部

	26年度	27年度	28年度	29年度(見込額)	備考
人件費　A	3,769	3,750	3,860	3,860	
正規職員（1年間の従事人数）	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	
臨時職員（1年間の従事人数）	0.71人	0.66人	0.75人	0.75人	
事業費　B	58,523	62,029	61,208	68,169	
報償費	878	880	884	918	
需用費	301	374	523	578	
役務費	1,174	1,215	961	1,193	
負担金、補助金及び交付金	56,170	59,560	58,840	65,480	
総支出（A＋B）	62,292	65,779	65,068	72,029	

(2) 収入の部

	26年度	27年度	28年度	29年度(見込額)	備考
国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	62,292	65,779	65,068	72,029	
総収入	62,292	65,779	65,068	72,029	

6. 指標による分析(Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)	単位当たり費用(下段は前年度)
支給人数	人	4,242.0	4,477.0	4,391.0	5,040.0	14.82
指標の定義・説明	長寿祝い金を支給した人数					14.69
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

(2) 成果指標

評価指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度目標値	将来目標値		単位当たり費用(下段は前年度)
支給金額	千円	56,170.0	59,560.0	(目標) 58,990.0 (実績) 58,840.0	66,320.0	31年度	73,980.0	1.11
指標の定義・説明	長寿祝い金の支給金額							1.10
				(目標) (実績)		年度		#DIV/0!
指標の定義・説明								#DIV/0!

7. 評価(Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性		市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
	C	民間での実施は困難、また、長寿者が永きにわたり社会の発展に尽くされたことへの感謝の意を表するという面で、行政が実施する意義は一定程度あると言える。しかしながら、平均寿命の延伸、他市水準より過剰である事業実態、事業の緊急性の有無から考慮すると、必要性に課題があると考えられる。
有効性		施策の目標の達成に貢献しているか
	B	高齢者に長寿祝い金を支給し、その長寿を祝福することにより、高齢者が生きがいを持つことに一定程度貢献している。
達成度		設定した活動・成果指標の目標を達成しているか
	A	辞退者等の数名を除く、ほぼ全対象者に対して長寿祝い金の支給を実施している。
効率性		民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか
	B	事務については毎年度見直しを行い、効率化を図っているが、祝い状の仕様変更や贈呈方法の見直し等のコスト削減を行うことにより、一層の事務効率化が図れる。
総合評価	C	事業目的に則して効果を検討した場合は、長寿祝い金の支給金額が増加するにつれて、高齢者福祉の増進に寄与しているという結果となる。しかしながら、施策の目的や市の財政状況を考慮した場合に、他事業とのバランスや、他自治体の実施状況、社会情勢を踏まえた上で、事業の在り方を検討する必要性がある。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	縮小
29年度	事業の見直しを検討する。
30年度	事業の見直しを実施予定。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

中核市及び県内20万以上人口自治体において、平成28年12月調査時点で55市中36市が同様の事業を実施しているが、近年は当該事業の縮小や廃止等の見直しを行っている自治体が多い。77歳についても、現金もしくは商品券を支給する自治体は平成29年4月時点で、本市を含めて8市のみとなった。

(2) これまでの見直しや改善等の経過

平成12年度から実施していた健康長寿奨励金事業の対象者等を見直し、平成21年度から現在の長寿祝い金事業を実施している。また、平成26年度から支給方法を現金から口座振込に変更している。

補足資料：長寿祝い金支給事業の概要

1　事業内容

９月１日現在、市内に引き続き１年以上住所を有しており、該当年齢に到達する方に、その長寿を祝福し、長寿祝い金を支給する。併せて、各年齢に応じた、祝い状を担当地区の民生委員から贈呈する。

［該当年齢及び支給金額］

７７歳：１０，０００円　　　８８歳：２０，０００円
９９歳：３０，０００円　　１００歳以上：５０，０００円

（「川越市長寿祝い金支給条例」Ｐ４参照）

2　事業のこれまでの経緯（過去の敬老祝い金制度を含む）

	条例施行改正	支給金額
敬老年金	昭和 45.4.1	７５歳以上　2,000 円・84 歳以上　3,000 円
	昭和 48.4.1	〃　3,000 円・　〃　5,000 円
	昭和 50.4.1	〃　4,000 円・　〃　6,000 円
	昭和 52.4.1	〃　5,000 円・　〃　7,000 円
	昭和 53.4.1	〃　6,000 円・　〃　8,000 円
祝金	昭和 54,3.28	〃　8,000 円
	昭和 56.7.22	〃　10,000 円
健康長寿奨励金	平成 12.4.1 制定施行 (要介護高齢者手当受給者及び施設入所者は除外)	75 歳以上 80 歳未満　10,000 円 80 歳以上 85 歳未満　11,000 円 85 歳以上 90 歳未満　12,000 円 90 歳以上 95 歳未満　13,000 円 95 歳以上 100 歳未満　14,000 円 100 歳以上　15,000 円
長寿祝い金	平成 21.6.29	77 歳　10,000 円 88 歳　20,000 円 99 歳　30,000 円 100 歳以上　50,000 円
	平成 26 年度	支給方法を現金支給から口座振込支給へ変更。

３　実施方法

○長寿祝い金の支給について

９月の支給に向けて、対象者宛に支給に関するお知らせを送付し、同封の口座振込依頼書を返信用封筒にて返送してもらい、提出された書類に基づき、随時、口座振込支給を行う。（一部、現金支給の場合有。）

○長寿祝い状の贈呈について

原則９月中に民生委員が担当地区の対象者宅を訪問し、長寿祝い状を贈呈する。民生委員への祝い状の引き渡しは、９月初めの各地区の定例会に職員が赴き、依頼及び説明を行う。（各委員に対して、謝礼として 2,000 円支払）

４　事業費内訳

（単位：円）

項目＼年度		H26年度	H27年度	H28年度	説明
報償費					
	報償金	878,000	880,000	884,000	・民生委員謝礼金（2,000円×人数分）
需用費					
	消耗品費	146,809	208,114	84,928	○民生委員依頼用消耗品 ・手提げ袋（500個）、PPCラベルほか ※27年度まで、喜寿祝い状及びクラフト封筒を消耗品費として購入。
	印刷製本費	153,328	165,726	437,253	○長寿祝い状、対象者宛通知作成 ・賞状用紙（対象者数） ・返信用封筒（対象者数＋督促分） ・送付用窓空封筒（28年度～）ほか ※28年度から、喜寿祝い状及びクラフト封筒等を印刷製本費として購入。（対象者氏名等を刷込みしたため。）
役務費					
	通信運搬費	964,220	1,009,350	760,042	○対象者宛通知、返信用郵便料 ・対象者宛通知（対象者数＋督促分） ・返信用郵便料（対象者数＋督促分） ※28年度から、振込通知廃止及び対象者宛通知のバーコード化により執行減。
	筆耕翻訳料	206,189	205,108	200,458	・88歳以上祝い状名入れ（対象者数分）
負担金、補助金及び交付金					
	補助金	56,170,000	59,560,000	58,840,000	・長寿祝い金（対象者数分）

5　支給人数及び支給金額の推移

【過年度実績】　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人、万円）

項目＼年度		21	22	23	24	25	26	27	28
77歳	対象者数	**2,379**	2,558	2,631	2,903	3,253	3,199	3,400	**3,293**
	支給額	**2,379**	2,558	2,631	2,903	3,253	3,199	3,400	**3,293**
88歳	対象者数	**639**	702	774	714	814	879	909	**933**
	支給額	**1,278**	1,404	1,548	1,428	1,628	1,758	1,818	**1,866**
99歳	対象者数	**42**	38	42	36	44	80	51	**50**
	支給額	**126**	114	126	108	132	240	153	**150**
100歳以上	対象者数	**48**	63	71	84	80	84	117	**115**
	支給額	**240**	315	355	420	400	420	585	**575**
対象者数合計		**3,108**	3,361	3,518	3,737	4,191	4,242	4,477	**4,391**
H21年度比		－	1.08	1.13	1.20	1.35	1.36	1.44	**1.41**
支給額		**4,023**	4,391	4,660	4,859	5,413	5,617	5,956	**5,884**
H21年度比		－	1.09	1.16	1.21	1.35	1.40	1.48	**1.46**

【将来推計値】［H27.7 実施本市人口推計］より算出

項目＼年度		29（見込）	30（推計）	31（推計）	32（推計）	33（推計）	34（推計）	－	37（推計）
77歳	対象者数	**3,876**	4,016	4,245	4,427	4,604	4,421	－	**5,357**
	支給額	**3,876**	4,016	4,245	4,427	4,604	4,421	－	**5,357**
88歳	対象者数	**968**	990	1,103	1,103	1,384	1,402	－	**1,744**
	支給額	**1,936**	1,980	2,206	2,206	2,768	2,804	－	**3,488**
99歳	対象者数	**80**	81	69	76	84	88	－	**116**
	支給額	**240**	243	207	228	252	264	－	**348**
100歳以上	対象者数	**116**	129	148	155	166	178	－	**227**
	支給額	**580**	645	740	775	830	890	－	**1,135**
対象者数合計		**5,040**	5,216	5,565	5,761	6,238	6,089	－	7,444
H21年度比		**1.62**	1.68	1.79	1.85	2.01	1.96	－	**2.40**
支給額		**6,632**	6,884	7,398	7,636	8,454	8,379	－	**10,328**
H21年度比		**1.65**	1.71	1.84	1.90	2.10	2.08	－	**2.57**

6　他市実施状況

イ．敬老祝い金(金券含)を贈呈している自治体

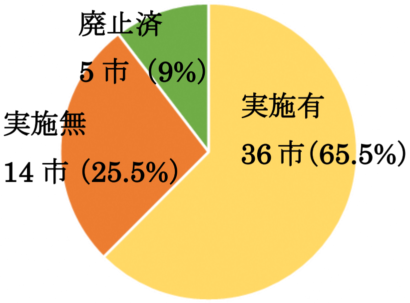

○調査概要

対象自治体

中核市及び県内人口２０万以上自治体

５５市（川越市含む全市回答）

調査期間

平成28年11月18日～平成28年12月2日

ロ．本市の対象者区分に対する支給状況

対象区分	調査対象市に対する実施率	平均金額	中央金額
77歳	16%（9市）	9,556円	10,000円
88歳	38%（21市）	22,619円	20,000円
99歳	24%（13市）	33,846円	30,000円
100歳以上	18%（10市）	34,545円	30,000円

対象区分	調査対象市に対する実施率	平均金額	中央金額
100歳	52%（29市）	63,448円	50,000円
99歳、100歳両方	12%（7市）	－	－
100歳までの支給額	川越市 110,000円	84,750円	77,500円
110歳までの支給額	川越市 610,000円	201,417円	125,000円

○川越市長寿祝い金支給条例
平成二十一年六月二十九日
条例第二十二号
(目的)
第一条　この条例は、高齢者に対し、長寿祝い金(以下「祝い金」という。)を支給することにより、その長寿を祝福し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
(受給資格)
第二条　祝い金の支給を受けることができる者(第四条において「受給資格者」という。)は、祝い金の支給を受ける年度の九月一日(第四条において「基準日」という。)において、七十七歳、八十八歳及び九十九歳以上の者で引き続き一年以上本市に住所を有しているものとする。
(支給時期)
第三条　祝い金は、毎年九月に支給するものとする。ただし、やむを得ない場合には、十月以降において支給することができる。
(祝い金の額)
第四条　祝い金の額は、次の各号に掲げる基準日における受給資格者の年齢の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　七十七歳　一万円
二　八十八歳　二万円
三　九十九歳　三万円
四　百歳以上　五万円
(委任)
第五条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　川越市健康長寿奨励金支給条例(平成十二年条例第十九号)は、廃止する。